

南魚沼市監査委員告示第 5 号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成29年 7 月 2 5 日

南魚沼市監査委員 小 林 勝 巳

南魚沼市監査委員 桑 原 圭 美

南魚監第33号  
平成29年7月25日

南魚沼市長 林 茂 男 様  
南魚沼市議会議長 黒 滝 松 男 様  
南魚沼市教育委員会委員長 南 雲 権 治 様

南魚沼市監査委員 小 林 勝 巳

南魚沼市監査委員 桑 原 圭 美

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（その2）（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

## 記

### 1 監査の対象

平成28年度における財務事務の執行状況及び学校の管理・運営状況全般

### 2 監査の実施期間及び対象箇所

平成29年6月7日から平成29年7月4日まで

実 施 日	監 査 対 象
平成29年 6月 7日	後山小学校 大崎小学校
6月30日	六日町小学校 浦佐小学校 赤石小学校
7月 3日	大和中学校 三用小学校
7月 4日	藪神小学校

### 3 監査の方法

各学校に赴き、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、学校長等から説明を受け、その後質疑応答を行い、校内巡回し施設の管理状況を確認するとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による調査等の方法により実施した。

### 4 監査の主眼

今回は、以下の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 予算の執行は計画的に行われているか。
- (2) 学校管理は適正に行われているか。
- (3) 学校運営は適正に行われているか。

## 5 監査の結果

予算の執行及び事務処理等はおおむね適正に行われており、施設等の管理についてもおおむね適切に実施されているものと認められた。

監査委員としての所感は以下のとおりである。

### (1) 学校の運営状況

- ・いずれの学校も、教育目標を目指した具体的な取り組み課題を設定し、児童・生徒の個々に応じたきめ細やかな教育に取り組んでいた。地域との繋がりを大切にし、ふるさとを愛し誇りに思う気持ちを育てる「ふるさと教育」を取り入れ、各学校の立地条件、自然環境、学校規模を生かしたアイデア教育を行っていた。
- ・後山小学校は、へき地の小規模校であり特認校でもある。高台の静かな環境にあり木造の温かみのある校舎であった。児童・生徒数は11名で複式学級もあるが、小規模校の特性を生かし個性を大切に、個々を伸ばす教育を行っていた。地域との絆は深く、地域と共に歩む学校であると感じた。恵まれた環境の中、学校や地域に守られていた子ども達は卒業すると大きな集団に入らなければならない。大きな集団に入った時のギャップが心配である。十分な教育配慮を行っていただきたい。

### (2) 安全管理

- ・いずれの学校も施設面での問題は少なからず抱えているようだが、子ども達の安全面に配慮しながら対応していた。学校のトイレについては、家庭で洋式トイレが一般的になった現在、生徒数に対して洋式トイレの数が不足していると感じた学校があった。また、臭気がこもるトイレなど、学校間でトイレ環境の格差があると感じた。日々子供たちが使うトイレが気持ちよく使用できるような配慮をしていただきたい。
- ・理科室、保健室において毒物及び劇物の保管状況について確認を行った。いずれの学校も在庫管理、施錠が適正にされていた。

### (3) その他

- ・教職員の多忙化解消について、いずれの学校もそれぞれ努力しているが、教師に求められる業務内容が増加している現状では、現実的に厳しいと感じた。教職員の過度な疲労、家庭生活の充実等の観点から今後も業務内容の検討を行い多忙化解消に努めていただきたい。